

別記様式第1号(第1条関係) ※申請目的【1. 新規登録 2. 変更登録(住所変更等) 3. 移転登録(名義変更等)】

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
			長さ センチメートル 幅 センチメートル 高さ センチメートル
自動車の使用の本拠の位置			
自動車の保管場所の位置			
※ 保管場所標章番号			
<p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。</p> <p style="text-align: center;">警察署長殿</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〒( )</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">申請者 ( ) 局 番</p> <p style="text-align: center;">フリガナ 氏名</p>			
<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">自動車保管場所証明書</p> <p>自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">警察署長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>			

※ 運輸支局の登録の手続きに必要な自動車保管場所証明書は、発行後  
おおむね一か月のものとなっておりますので、注意してください。

- 備考 1 次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。ただし、警察署長は、保管場所の付近の目標となる地物及びその位置を知るため特に必要があると認めるときは、所在図の提出を求めることができる。
- (1) 自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車(申請者が保有者である自動車であって申請に係るもの以外のものをいう。以下同じ。)に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、申請に係る場所が旧自動車の保管場所とされているとき。
- (2) 自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき(1)に該当する場合を除く。)
- 2 1(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示されている保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

※ 同一場所における従来の保管場所証明(届出)車両

【車台番号】

【処分内容】 1. 廃車 2. 下取り(下取り先

連絡先

) 3. その他( )